

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 3 月28日
【会社名】	株式会社フェイス
【英訳名】	Faith, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平澤 創
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566 - 1 井門明治安田生命ビル (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山 6 - 10 - 12 フェイス南青山
【電話番号】	03 - 5464 - 7633 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務部長 弘重 康成
【縦覧に供する場所】	株式会社フェイス 南青山オフィス (東京都港区南青山 6 - 10 - 12 フェイス南青山) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、日本コロムビア株式会社（以下「日本コロムビア」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で日本コロムビアとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本コロムビア株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉田 眞市
資本金の額 (平成28年12月31日現在)	1,000百万円
純資産の額 (平成28年12月31日現在)	(連結) 3,821百万円
総資産の額 (平成28年12月31日現在)	(連結) 9,413百万円
事業の内容	ミュージックソフト・ゲームソフト等の制作、宣伝、販売及び音楽アーティストのマネジメント

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高 (百万円)	13,975	12,629	13,343
営業利益又は営業損失() (百万円)	283	895	1,200
経常利益又は経常損失() (百万円)	363	862	1,213
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	283	1,646	973

(単体)

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高 (百万円)	12,343	11,020	12,160
営業利益又は営業損失() (百万円)	92	1,340	503
経常利益又は経常損失() (百万円)	289	983	925
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	335	1,530	956

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社フェイス	50.88
株式会社第一興商	4.61
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.53
三井住友信託銀行株式会社	0.93

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成28年12月31日現在)

資本関係	当社は、本書提出日現在、日本コロムビアの普通株式(以下「日本コロムビア株式」といいます。) 6,875,916株(平成28年12月31日現在の発行済株式総数13,512,870株に占める割合にして50.88%)を保有し、日本コロムビアを連結子会社としております。
人的関係	当社の取締役2名(平澤創及び佐伯次郎)及び当社のフェイス・グループ参与(吉田眞市)は日本コロムビアの取締役を、当社の監査役1名(菅谷貴子)は日本コロムビアの監査役を兼務しております。また、当社の完全子会社である株式会社フェイス・ワンダワークスから日本コロムビアの完全子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社へ1名、日本コロムビアから当社の完全子会社である株式会社エンターメディアへ1名の従業員が出向しております。なお、当社は、平成29年6月29日開催予定の当社の定時株主総会において、フェイス・グループ参与兼日本コロムビアの代表取締役社長である吉田眞市を当社の取締役として選任する議案を付議する予定です。
取引関係	当社は、日本コロムビアと共同で原盤制作を行っているほか、日本コロムビアに対して、当社のユーザー情報を直接取得できる登録システムや、通販事業では受注・物流システムのサービス提供を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、平成4年に設立され、日本で初めて音楽データ(MIDI)の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを多くの携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってまいりました。

一方、日本コロムビアは、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆け販売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有する楽曲数は16万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及び楽曲と日本コロムビア保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、グループの大きな収益基盤となっています。さらに、ゲーム開発分野においても事業を展開しているほか、既存コンテンツを二次利用し通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販/通販事業部門を有し、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、自社アーティストの発掘・育成・マネジメントを行っており、また、グッズ、ライブ及びコンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

当社及び日本コロムビアは、平成22年1月の戦略的パートナーシップの構築以降、平成26年3月の当社による日本コロムビアの連結子会社化を通じて、その関係を深化させ、現在、日本コロムビアを含むフェイス・グループは、「マルチコンテンツ&マルチプラットフォーム」を提唱し、様々な多機能端末、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」、流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」、及び日本コロムビアにより展開されている「コロムビア事業」の3つを中核として事業展開をしております。

フェイス・グループは、上記3つのセグメント事業を通じて、将来にわたるグループの成長・発展に向け、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現化を主要な課題として取り組んでおります。

コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成28年12月に1億6,070万件となり、特に、スマートフォンは平成28年の出荷台数が2,942万台で2年連続の増加となり、平成24年の3,042万台に次ぐ過去2番目の出荷実績となりました。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景とした情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。フェイス・グループは、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

新・360°戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成27年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,015億円と前年と比べ1%上回ったものの、ピークであった平成10年の6,075億円と比較すると50%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となっていました。平成27年にはサブスクリプションサービスの伸長（前年比158%）の後押しにより増加する等市場構造は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成27年には過去最高の3,186億円に拡大しており、付随する出演料・マーチャндаイジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスの重要性が大きなものとなっています。フェイス・グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見の下「新・360°戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

フェイス・グループは、日本コロムビアの連結子会社化後、上記のような事業構造の変化に伴い、引き続き厳しい環境下にある音楽業界において、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源及びノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図ってまいりました。具体的には、当社及び日本コロムビアが協業しながら、アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立、新たな制作手法の活用、新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完、マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大、新たな商材、販売組織の連携、アジア各国等へのグローバル展開等を推進し、また、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、生産性や経営効率の向上を通じて、企業価値向上に一定の成果を上げてまいりました。

一方、音楽業界は、100年に1度ともいえる大きな変革期を迎えております。あらゆる業界の括りを超えて様々な要素が融合され、新たな価値を生み始めており、フェイス・グループを取り巻く事業環境は、日本コロムビアの連結子会社化以降も、音楽業界の動向だけでは語れない新領域に加速度的に移行してきており、音楽視聴の多様化に対応するサービス提供の必要性が一層の高まりを見せる中、音楽への興味関心の分散、アーティストへの収益分配問題の複雑化等、様々な課題に直面しております。

レコード会社が今後も継続的に日本の音楽業界の主要な役割を果たし、収益を拡大していくためには、将来を見据えて刻々と変化する市場環境を先取りして事業展開するための新たな事業手法が必要であり、それらの事業手法を活用して、ソフトパッケージの販売に留まらない新たな業態へのシフトが今後の競争力を左右するものと考えております。

かかる状況の下、当社及び日本コロムビアは、両社のさらなる企業価値の維持・向上を目指し、平成28年12月上旬頃より、両社間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、想定以上のスピードで変化していく事業環境の中で、資本面・事業面の一元化を進め、双方の技術・人材を効率的に活用し、ユーザーサイドとアーティスト等コンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行うことが、これまで以上に、新たなサービス・新市場の創出を行うことに繋がり、ひいては当社と日本コロムビアの企業価値のさらなる向上に資すると当社は判断し、日本コロムビアに対して、平成29年2月上旬頃に本株式交換の申し入れを行いました。

日本コロムビアとしても、戦略的パートナーシップの構築及び連結子会社化以降、企業価値向上に一定の成果が出ているものの、今後の事業環境の激変に鑑み、企業価値を維持・向上させるためには、これまで以上に加速的に上記の施策を推進していくことが重要と判断し、当社との間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、日本コロムビアと当社の資本関係をより強固なものとする中で、組織運営の柔軟性を確保し、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップ、ノウハウ・人材等のリソースの効率的な活用を可能とすることが、上記の施策に加え、（ ）アーティストビジネスの最大化及び（ ）知的財産権（IP）のマルチユース活性化と保持拡大の実現に不可欠であると判断いたしました。

こうした認識の下、両社は度重なる協議を行い、音楽業界、その将来性及び両社のポジショニング等についての認識も共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、日本コロムビアにおいても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。

その結果、当社が日本コロムビアを完全子会社化することにより、前述のとおり、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、日本コロムビアの企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えを共有するに至りました。ま

た、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上を日本コロムビア株主の皆様にも享受いただくためには、当社を株式交換完全親会社とし日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、日本コロムビアの少数株主の皆様にも本株式交換後も引き続きフェイス・グループの株主となっていただくことが最適な選択であるという考えで両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては平成29年6月29日、日本コロムビアにおいては平成29年6月23日にそれぞれ開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	日本コロムビア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式:3,900,834株(予定)	

(注1) 本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)

日本コロムビア株式1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)0.59株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する日本コロムビア株式(本書提出日現在6,875,916株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が日本コロムビア株式(ただし、当社が保有する日本コロムビア株式を除きます。)の全てを取得する直前時(以下「基準時」といいます。)における日本コロムビア株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有する日本コロムビア株式に代えて、その保有する日本コロムビア株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の当社株式を交付いたします。

なお、日本コロムビアは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日本コロムビアの取締役会決議により、日本コロムビアが保有する自己株式及び基準時の直前時までに日本コロムビアが保有することとなる自己株式(本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。

また、当社が交付する株式は、新たに発行する普通株式及び当社が保有する自己株式にて充当する予定です。なお、当社の交付する株式数は、日本コロムビアの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる日本コロムビア株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

1. 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

2. 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本コロムビア株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

その他の本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書（写し）

株式会社フェイス（以下、「甲」という。）及び日本コロムビア株式会社（以下、「乙」という。）は、平成29年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社フェイス

住所：京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：日本コロムビア株式会社

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、平成29年8月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下、「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、平成29年6月23日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当等）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 甲は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時において保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第10条（新株予約権の処理）

乙は、乙定時株主総会において本契約の承認が得られた場合、本効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）について、本新株予約権を保有する新株予約権者をして、その保有する本新株予約権を全て放棄させるものとする。

第11条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす事態が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに甲定時株主総会若しくは乙定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)本効力発生日の前日までに法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月28日

甲 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル
株式会社フェイス
代表取締役社長 平澤 創

乙 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
日本コロムビア株式会社
代表取締役社長 吉田 眞市

（株式交換契約書は以上）

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及び日本コロムビアは、本株式交換に用いられる上記2(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、日本コロムビアは株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

日本コロムビアにおいては、第三者算定機関であるブルータスから取得した株式交換比率に関する算定書及びリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言、並びに、支配株主である当社との間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、日本コロムビア株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社及び日本コロムビアは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及び日本コロムビアの財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、当社及び日本コロムビアは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

算定に関する事項

() 算定機関の名称及び当社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及び日本コロムビアの第三者算定機関であるブルータスはいずれも、当社及び日本コロムビアから独立した算定機関であり、当社及び日本コロムビアの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

() 算定の概要

野村證券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

日本コロムビアについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本コロムビア株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用し算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.50～0.52
D C F 法	0.48～0.63

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成29年3月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及び日本コロムビアの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成30年3月期において、日本コロムビアにおける平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品及び新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、当社の営業利益において約49.6%、日本コロムビアの営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを

見込んでおります。また、平成31年3月期には、当社において、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

一方、ブルータスは、当社株式及び日本コロムビア株式について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社と比較可能な類似上場会社が複数存在し、それらの比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について、平成29年3月27日を算定基準日として、算定基準日を含む直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月並びに日本コロムビアにより「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成28年11月7日の翌営業日である平成28年11月8日から算定基準日までの各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社エムティーアイ及びオリコン株式会社を選定し、日本コロムビアと類似性があると判断される類似上場会社として、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び株式会社アミューズを選定した上で、事業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社については、当社が作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー及び平成35年3月期以降の継続価値を、5.219%から5.923%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法及びマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして5.24倍を用いております。

日本コロムビアについては、日本コロムビアが作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー及び平成35年3月期以降の継続価値を、5.634%から6.358%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法及びマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.51倍を用いております。

なお、DCF法の採用に当たり前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、平成30年3月期において、日本コロムビアにおける平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品及び新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、当社の営業利益において約49.6%、日本コロムビアの営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成31年3月期には、当社において、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.504～0.530
類似会社比較法	0.456～0.804
D C F 法	0.347～0.614

ブルータスは、株式交換比率の算定に際して、当社及び日本コロムビアから提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がブルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料及び情報を原則としてそのまま採用し、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。算定において参照した財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、算定結果は算定書提出日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フェイス
本店の所在地	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566- 1 井門明治安田生命ビル
代表者の氏名	代表取締役社長 平澤 創
資本金の額	3,218百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	コンテンツ配信サービス事業の開発・支援 コンテンツフォーマット技術・音源技術・音声信号処理技術の開発・ライセンス提供 コンテンツ配信プラットフォームの構築等

以 上